

# 平成31年度事業計画

## 基本方針

平成31年度は5月から元号が改まります。新しい元号元年である2019年度の舟橋村の地域福祉事業は、従来からの福祉施策を継続的に実施し、誰もが暮らしやすい地域づくりという目標に向かって実直に計画を進めていきます。

全国社会福協議会の社協・生活支援活動強化方針「第2次アクションプラン」では、「あらゆる生活課題への対応」「地域のつながりの再構築」という強化方針が示されており、地域共生社会の実現に向けた社協実践の着実な推進を図っていかねばなりません。それは、包括的な支援体制における協働の中核を担い、地域住民から寄せられる多様な地域生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行うことです。①アウトリーチの徹底 ②相談・支援体制の強化 ③地域づくりのための活動基盤整備 ④行政とのパートナーシップを軸として、事業を展開します。

重点事業として「舟橋村ささえあいアンケート」の結果を踏まえての生活支援体制整備事業、新規事業として「ふなはし置き傘設置事業」を予定しています。

事業名	事業内容	(協力団体)
<b>1.地域福祉の推進</b>		
1) 地域総合福祉推進事業	① ケアネット実施地区助成・実践者研修	
ケアネット活動 (13年目)	② 見守り活動・ケース検討・ネットワーク構築	
ふれあい型 (16年目)	③ ふれあいいきいきサロン (地区公民館 8か所)	
	④ 高齢者・障がい者・小学生親子との交流事業	(舟橋寿会・身体障害者協会・手をつなぐ育成会・かがやき教室参加の小学生親子)
		異世代レクリエーション (11/30)
		高齢者スポーツ大会 (2/18) (舟橋寿会)
	⑤ 福祉バス交流会 (7/20)	(身体障害者協会・手をつなぐ育成会)
	⑥ 福祉情報提供 (広報誌掲載・HP更新)	
2) 舟橋村敬老会	① 地域住民で祝う敬老会 6/9(日)	(小学校・保育園・自治会・民生委員会 赤十字奉仕団・他ボランティア)
4) 障害者支援事業	① のびのびクラブ (身体障害者協会)	
	② 福祉バス交流会 (7/20) (ふれあい型含)	
	③ 異世代レクリエーション (11/30)	(ふれあい型含)
5) 子育て支援事業	① 一人親家庭子育て支援事業 (訪問活動)	(民生委員児童委員協議会)

## 6) 総合相談事業

- ① 心配ごと相談事業（一般的な困りごと相談に対応）
- ② 日常生活自立支援事業（随時）
- ③ 生活福祉資金貸付事業（随時）
- ④ 東部生活自立支援センター相談事業（毎月1回）

## 2.生活支援サービス

- ① 買い物支援サービス(ファミリーサービス併用)  
日常的な買い物をヘルパーが代行及び付添支援
- ② 外出支援サービス  
村内での移動にかかる外出を支援
- ③ たべんまいけ（配食サービス）  
一人暮らし高齢者への弁当配食・見守り支援(月1回)

## 3.いのちのバトン設置事業

- ① いのちのバトン設置事業  
一人暮らし高齢者等の緊急時対応のための支援・訪問・バトンの設置（実施時期 8月～10月）

## 4.共同募金配分金事業

- ① 広報誌「ふなはしふくし」発行事業
- ② ふれあいいきいきサロン助成（再）
- ③ 一人親家庭子育て支援事業（再）
- ④ ふなはし置き傘設置事業（新）

## 5.団体事務局・福祉団体の支援と連携

- 1) 民生委員児童委員協議会の事務局
- 2) 富山県共同募金会 舟橋村共同募金委員会の事務局
- 3) 日本赤十字社富山県支部 舟橋村分区の事務局
- 4) 舟橋村赤十字奉仕団、舟橋村身体障害者協会、舟橋村遺族会、舟橋村手をつなぐ育成会、舟橋村児童クラブ及び舟橋村母子寡婦福祉会との連携・サポート

## 6.ボランティア活動の推進

- 1) ボランティアセンター活動事業  
・ボランティアの相談・紹介・活動援助  
やボランティア活動への参加推進
  - 2) 福祉教育地域指定推進事業  
・子ども達が何のためにボランティア活動をするのか地域で学ぶための体験事業
- ① サロン・ケアネットボランティア研修会
  - ② ボランティア連絡会
  - ③ ボランティアサポーター
  - ④ たべんまいけ（配食弁当）のサポート
- ① 学童生徒の夏休みふれあいボランティア体験
  - ② 舟橋中学校「14歳の挑戦」協力事業（7月）
  - ③ 認知症サポーター養成研修（包括支援センター）  
（舟橋中学校2年生対象）

3) 災害救援ボランティア活動体制事業  
・災害時に災害救援ボランティア本部が  
円滑に設置・運営されるように体制整備

- ① 災害救援ボランティア募集
- ② 災害救援ボランティア体制に関する講習会
- ③ 災害救援ボランティアンポジウム（8月下旬）
- ④ 県総合防災訓練（災害ボランティア立上げ訓練）（9月）

4) ボランティア活動保険事業

・ボランティアが安心して活動できるための保険加入手続き及び相談

## 7.居宅介護事業

1) ホームヘルパーステーションの管理運営

- ① 介護保険訪問介護（富山県指定事業所） 拡充
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業
- ③ 障害者総合支援法による訪問介護
- ④ ファミリーサービス・生活支援サービス

## 8.地域包括支援センター事業

1) 介護予防・日常生活支援総合事業

- ① 介護予防・生活支援サービス事業  
通所型サービスC（足腰しっかり教室・  
いきいき百歳体操支援）
- ② 一般介護予防事業  
（転倒予防教室・貯筋体操教室・わくわく広場等）
- ③ 各地区サロン等での介護予防相談・血圧測定
- ④ 予防事業対象者等の訪問
- ⑤ 介護予防ケアマネジメント（総合事業対象者含）

2) 包括的支援事業

- ① 地域支援事業
- ② 総合相談支援業務
- ③ 権利擁護・虐待早期発見防止のための啓発
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- ⑤ 家族介護支援事業  
（認知症カフェ・認知症徘徊模擬訓練）
- ⑥ 認知症サポーター等養成事業（中学校）
- ⑦ 生活支援体制整備事業（拡充）
- ⑧ 地域ケア会議推進事業

3) 介護予防支援事業

- ① 要支援認定者のケアマネジメントと給付管理

4) 避難行動要支援者世帯の訪問

- ① 災害発生時の支援のための調査  
（独居高齢者世帯・高齢者世帯・障害者世帯・  
要介護認定者世帯等）実施時期は1月～3月

◇全社協・地域福祉推進委員会は、『社協・生活支援活動強化方針（行動宣言と第2次アクションプラン）』（平成29年5月改定、以下「強化方針」）をとりまとめ、今日の地域における深刻な生活課題や社会的孤立といった地域福祉の課題に応える社会福祉協議会（以下、社協）の事業・活動の方向性と具体的な事業展開を改めて提示したところである。

◇国は今後の福祉改革の基本コンセプトとして「地域共生社会の実現」を位置づけ、社会福祉法等において住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援することなどを目指している。

◇今後、地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法の施行により、市町村における包括的な支援体制の整備とそのための地域福祉計画の策定・改定がすすめられることになる。

◇社協としては、地域共生社会の実現に向けた施策等を、行政や関係機関等とのパートナーシップ及び、地域におけるプラットフォームとしての役割を強化・再構築する機会ととらえ、改めて社協の役割と機能を示していくことが重要である。

-◇こうした各社協を取り巻く環境の変化を適確にとらえ、従来からの実践を着実に展開していくこととあわせて、地域共生社会の実現に向けた諸施策とこの間の各社協の事業・活動の異同を確認するとともに、社協における生活困窮者自立支援の取り組み、課題を振り返りながら、新たな対応を講じる必要もある。

◇今後、各社協においては、それぞれが目指す地域づくりや地域生活課題に応じた社協の事業・活動の方向性、果たすべき役割を行政のみならず、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員、地域住民等とともに改めて確認することが重要である。

◇地域共生社会の実現のために社会福祉法の改正とそれを具体化する指針と通知が発出されたとしても、これまで行政、民間を問わず世代別・分野別に縦割りに提供・実施されてきた福祉サービスや事業・活動が、にわかには全世代・全分野型の包括的な支援体制に転換するとは限らない。

◇このため、社協としては、各自治体での庁内連携による包括的な取り組みの実施について社協所管課等を通じ働きかけるとともに、社協の事業・活動の蓄積とノウハウ、今後の事業・活動の展開に向けた考え方等を社協として整理し、各自治体に具体的に提案することが重要である。また、各地域での取り組みにあたっては、行政とのパートナーシップとともに、従来以上に地域の関係団体及び社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等との連携・協働が不可欠である。

◇「強化方針」は、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」に向けた各社協の事業・活動を推進するアクションプランとして、「1. アウトリーチの徹底」、「2. 相談・支援体制の強化」、「3. 地域づくりのための活動基盤整備」、「4. 行政とのパートナーシップ」を掲げている。

「社協・生活支援活動強化方針」 全国社会福祉協議会 HP より